

交 対 協 第 7 号

平成26年11月28日

宮城県交通安全対策協議会幹事 各位

宮城県交通安全対策協議会幹事長
(宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長)



平成26年度冬道の安全運転1・2・3運動及び年末年始の交通事故防止
運動について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度宮城県交通安全県民運動実施要綱に基づき「平成26年度冬道の安全運転1・2・3運動」及び「平成26年度年末年始の交通事故防止運動」を実施しますので、本運動の推進について御配慮願います。

記

1 実施期間

(1) 「平成26年度冬道の安全運転1・2・3運動」

平成26年12月1日(月)から平成27年3月31日(火)まで

(2) 「平成26年度年末年始の交通事故防止運動」

平成26年12月15日(月)から平成27年1月15日(木)まで

2 実施要領

別紙のとおり

担当：宮城県震災復興・企画部
総合交通対策課交通安全班 野坂
電 話：022-211-2438
FAX：022-211-2290



26.12.-1
第 号

冬道の安全運転1・2・3運動

～ 1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発 ～

1 目的

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故の多発が懸念されることから、安全な速度、車間距離の保持、早めの出発を実践・習慣化するために広報啓発を図る。

2 運動の重点

- (1) 滑走事故防止3原則(急ブレーキ、急ハンドル、急加速の禁止)の周知徹底
- (2) 夕暮れ時における交通安全意識の醸成



3 実施事項

運転者は

- (1) 「冬道の安全運転1・2・3運動」(注5)の実践に努めましょう。
- (2) 車の運行前点検を確実に励行するとともに、早めにスタッドレスタイヤに交換し、タイヤチェーンを携行しましょう。
- (3) 「滑走事故防止3原則」(注6)を実践しましょう。
- (4) 積雪・凍結路面では、他の車両の動きに留意し、防衛運転に努めましょう。
- (5) 黒く見える路面(ブラックアイスバーン)では、特に注意しましょう。
- (6) 凍結、滑走が予想される、橋梁上、トンネル出入口、カーブ、交差点、日陰部分などでは、手前で十分減速するほか、路面状況を的確に把握して安全速度を守りましょう。
- (7) 積雪、凍結時は、事故防止のため、自転車や二輪車の利用を自粛しましょう。
- (8) 早め点灯「午後4時ライトオン」に努め、歩行者や自転車の側を通るときは、速度を落とし、やさしさといたわりのある思いやり運転を励行しましょう。

歩行者は

- (1) 横断歩道、信号機等を利用した正しい横断の励行に努めましょう。
- (2) 道路横断時の安全確認を徹底しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトの有効活用に努めましょう。
- (4) 積雪、凍結等の冬道では、車両が滑走してくる場合もあるので注意するとともに、歩道が歩きにくい場合でも、車道を歩くのはやめましょう。

地域・家庭では

- (1) 家族会議を開催し、家族ぐるみの運動として推進しましょう。
- (2) 道路には不必要な水や除雪した雪をまかないようにしましょう。
- (3) 路面凍結箇所を共同点検し、地域で情報交換するとともに、予告板の設置など必要な安全対策と冬道の情報提供について関係機関に働きかけましょう。
- (4) 積雪、凍結時及び夜間は、事故防止のため自転車や二輪車の利用を自粛するように家庭で話し合ひましょう。
- (5) 家族が出かける時は、「安全運転で」と愛の一声を掛けましょう。
- (6) 夕暮れ時から夜間にかけての交通事故が多発していること、特に、高齢歩行者及び自転車乗用中の交通死亡事故が多発していることから、これらの事故防止を図りましょう。

職域では

- (1) 路面凍結箇所を共同点検し、「凍結危険箇所マップ」を作成するなど、職域での情報交換をするとともに、予告板の設置等、必要な安全対策について関係機関に働きかけましょう。
- (2) 「冬道の安全運転1・2・3運動」及び「滑走事故防止3原則」を実践しましょう。
- (3) 各種交通安全研修会を開催するなど、冬道の安全運転や夕暮れ時から夜間にかけての時間帯における交通事故防止意識の高揚と「交通ルール 守るあなたが 守られる」という意識の高揚を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）の各種広報媒体を活用し、本運動の周知を図りましょう。
- (2) 自動車販売・整備等にかかわる企業・団体は、自主的にスキッドコース等を活用した実技講習会を開催するなど、滑走事故防止の運転技能向上を支援しましょう。
- (3) 関係機関・団体の職員は、率先して冬道の安全運転を呼び掛けましょう。
- (4) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、除雪・融雪及び予告板による情報提供等、滑走事故防止対策を推進しましょう。
- (5) 「滑走事故防止3原則」を呼び掛けましょう。
- (6) 反射材等の普及と活用を促進を図りましょう。

参 考

注5

冬道の安全運転

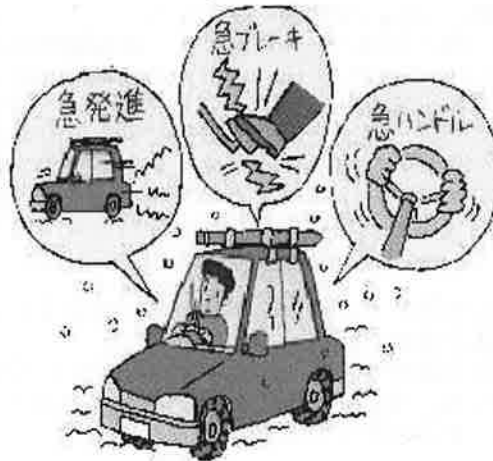
1・2・3運動

- 1割、スピードダウンしよう
- 2倍、車間距離をとろう
- 3分、早めに出発しよう

注6

滑走事故防止3原則

- ① 急ブレーキをかけない
- ② 急ハンドルを切らない
- ③ 急加速しない



年末年始の交通事故防止運動

～ 無事故で暮れて 無事故で迎える 健やか新年 ～

1 目的

年末年始は、経済活動の活発化、飲酒の機会の増加、帰省等で車を利用する機会が増えるなど、交通事故の多発が懸念されることから「冬道の安全運転1・2・3運動」及び「宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成19年宮城県条例第86号)」等と連動させた交通事故防止運動を展開する。

2 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 無謀運転の追放
- (3) 「冬道の安全運転1・2・3運動」の周知徹底と広報啓発



3 実施事項

運転者は

- (1) 「酒飲み運転追放3ない運動」を実践しましょう。
- (2) 「冬道の安全運転1・2・3運動」を実践しましょう。
- (3) 子どもや高齢者を見かけたら減速するなど、思いやり運転を励行しましょう。
- (4) 帰省時は、無理のない計画と道路状況に応じた運転を実践しましょう。

歩行者は

- (1) 横断歩道、信号機等を利用した正しい横断の励行に努めましょう。
- (2) 道路横断時の安全確認を徹底しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトの有効活用に努めましょう。
- (4) 「自転車通行可」の歩道上では、建物寄りを歩行しましょう。

地域・家庭では

- (1) 忘・新年会や帰省等、飲酒の機会が増えることから、飲酒運転の危険性について話し合い、家庭、地域から飲酒運転を根絶しましょう。
- (2) 夜間に外出する時は、相手からよく見えるように目立つ明るい色の服装や反射材用品等を確実に着用しましょう。
- (3) 冬休み等を利用し、子供会や老人クラブ等を対象とした交通安全教室を開催し、子どもと高齢者の交通事故を防止しましょう。

職域では

- (1) 「酒飲み運転追放3ない運動」を実践しましょう。
- (2) 運行管理の強化を図り、スピードの出し過ぎ、無理な追越しなど、無謀運転を「しない、させない」を徹底させましょう。
- (3) 融雪作業や通行妨害となる違法駐車を追放しましょう。
- (4) 「冬道の安全運転1・2・3運動」を実践しましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)の各種広報媒体を活用し、本運動の周知を図りましょう。
- (2) 「酒飲み運転追放3ない運動」を実践しましょう。
- (3) 「冬道の安全運転1・2・3運動」を実践しましょう。
- (4) 積雪、凍結時は、速やかな除雪、融雪作業を行うとともに、道路利用者に対して道路交通情報を提供しましょう。

酒飲み運転追放3ない運動

- ① 運転するときは酒を飲まない
- ② 酒を飲んだら運転しない
- ③ 運転者には酒を出さない

冬道の安全運転1・2・3運動

- 1割、スピードダウンしよう
- 2倍、車間距離をとろう
- 3分、早めに出発しよう

